

災害損失特別勘定の必要経費算入に関する明細書

氏 名 _____

災害のあった日		①	平成 年 月 日			
繰入限度額の計算	費用の見積額の合計額 (①の合計額)	②	円			
	保険金等の見込額の合計額 (⑫の合計額)	③				
	繰入限度額 (② - ③)	④				
平成 7 年 分 繰 入 額 (年末災害損失特別勘定残高)		⑤				
被災事業資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細						
被災事業資産の明細	名称及び種類 又は共通費用の費目					
	被災事業資産の所在地					
	構造、設備の種類及び細目					
	事業の用に供した年月日	昭 平 . .	昭 平 . .	昭 平 . .	昭 平 . .	
修繕費用等の見積額	平成 8 年分以後の 修繕費用等の見積額	⑥	円	円	円	円
	再取得価額等	⑦				
	未償却残額	⑧				
	被災事業資産の価額	⑨				
	見積額のうち 平成 8 年分以後 の支出見込額	⑩				
費用の見積額 (⑥又は ⑩のうち多い方の金額)		⑪				
平成 8 年分以後の 保険金等の見込額		⑫				

書 き か た

- 1 この明細書は、個人が、平成7年4月6日付「阪神・淡路大震災に関する諸費用等の所得税の取扱いについて」通達に定めるところにより、被災事業資産に係る修繕費用等の見積額につき、平成7年分において災害損失特別勘定への繰入れをする場合に使用します。
- 2 この明細書は、平成7年分の確定申告書に添付してください。
- 3 この明細書の次の欄は、次により記載してください。

- (1) 「①」欄は、被災事業資産について災害のあった日を記載します。
- (2) 「⑤」欄は、個人が平成7年分において災害損失特別勘定に繰り入れた金額を記載します。
- (3) 「被災事業資産の修繕等のために要する費用の見積額の明細」の各欄は、次によります。

なお、被災事業資産が多数ある場合には、別にこの明細書に相当するものを作成し保存しているときに限り、被災事業資産を資産の種類ごとに区分し、その区分ごとの「⑩」欄及び「⑫」欄に相当する金額の合計額をこれらの欄に記載し、「⑥」欄から「⑩」欄までの記載を省略することができます。

イ 「被災事業資産の明細」の各欄は、修繕等を行うことが確実な被災事業資産ごとに具体的に記載します。

ロ 「修繕費用等の見積額」の各欄は、次によります。

- a 「⑥」欄には、被災事業資産について、災害のあった日から1年を経過する日（例えば、災害のあった日が平成7年1月17日である場合には、平成8年1月17日）までに支出すると見込まれる次に掲げる費用（以下これらの費用を「修繕費用等」といいます。）の見積額のうち、平成8年1月1日以後に支出すると見込まれる金額を記載します。

- ① 被災事業資産の取壊し又は除去のために要する費用
- ② 土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用
- ③ 被災事業資産の原状回復のための修繕費（被災事業資産の被災前の効用を維持するために行う補強工事、排水又は土砂崩れの防止等のために要する修繕費を含みます。）
- ④ 被災事業資産の損壊又は価値の減少を防止するために要する費用

(注)1 法令の規定、地方公共団体の定めた復興計画等により、一定期間修繕等の工事に着手できないこととされている場合には、その工事に着手できることとなる日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額を記載します。

2 所得税基本通達51-2の2（有姿除却）の適用を受けた資産については、上記①及び②に掲げる費用に限り繰入れの対象とすることができます。

3 震災特例法第4条第1項、第2項又は第3項（被災事業用資産の損失の必要経費算入に関する特例）の規定により、平成6年分の事業等所得の金額の計算上必要経費に算入したものは、災害損失特別勘定の対象とすることができませんので、ご注意ください。

b なお、上記aの「修繕費用等の見積額」は、例えば建設業者等による当該被災事業資産に係る修繕費用等の見積額を基に計算するなど合理的に見積もります。

c 「⑦」欄には、当該被災事業資産の平成7年末における再取得価額、建設省建築統計年報の建築価額等を記載します。

d 「⑧」欄には、上記cの再取得価額等を基礎として当該被災事業資産の取得の時から平成7年末まで償却を行ったものとした場合に計算される未償却残額を記載しますが、この場合の未償却残額は、個人が選定している償却方法以外の償却方法によって計算することもできます。

e 「⑨」欄には、当該被災事業資産の平成7年末における時価を記載します。

f 「⑩」欄には、「⑧」欄の金額から「⑨」欄の金額を差し引いて計算した金額を基に計算した見積額のうち、災害のあった日から1年を経過する日までに支出すると見込まれる修繕費用等の見積額で平成8年1月1日以後に支出すると見込まれるものを記載します。

g 修繕費用等の見積額は、上記bの方法及び上記fの方法以外の合理的な算定方法によることも認められます。

この場合、その合理的な算定方法によった修繕費用等の見積額を「⑩」欄に記載します。

ハ 「⑫」欄には、平成8年1月1日以後において、当該修繕費用等について保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされると見込まれる金額がある場合に、当該補てんされると見込まれる金額を記載します。